

日田市高齢者保健福祉計画

(第10期計画)

策定支援業務委託プロポーザル実施要領

令和8年3月26日

日田市 長寿福祉課

1. 趣旨

この実施要領は、日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)策定支援業務(以下「本業務」という。)を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務概要

- (1) 業務名 日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)策定支援業務
- (2) 目的 本業務は、国や県の動向、日田市の高齢者の状況等を的確に把握するため、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査、その他必要な調査の結果に基づく課題分析を実施し、調査に基づくニーズの把握等を踏まえ、令和9年度から令和11年度までの3年間において、日田市が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、介護保険サービス目標量等を定める「日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)」を策定することを目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。
- (2) 業務内容 別紙「日田市高齢者保健福祉計画(第10期計画)策定支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 業務委託期間 契約締結の日から令和9年3月29日(月)までとする。
- (4) 委託料上限額 7,590,000円(消費税及び地方消費税の額を含む)

3. プロポーザル参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない事業者であること。
- (2) 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続きを行っていないこと。
- (4) 市長から指名停止処分を受けている期間中でないこと。
- (5) 日田市暴力団排除条例(平成23年条例第29号)に規定する暴力団でないこと及び暴力団との関係を有しないこと。
- (6) 日田市の競争入札参加資格(コンサルタント業者)を有していること。
- (7) 九州管内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (8) 過去(令和2年度から7年度まで)に、地方公共団体において、高齢者福祉・介護保険に関する計画策定支援業務又は計画策定のための調査分析業務の受託実績があること。
- (9) 事業実施にあたり専任担当者を配置し、日田市との打合せ等に専任担当者を出席させることが可能であること。
- (10) 企業としての個人情報保護等に関する公的資格である JISQ15001(プライバシーマーク取得)に審査登録されている場合は、認定証の写しを提出すること。

4. 実施スケジュール

項目	期間等	備考
公募期間	令和8年3月26日(木)から 令和8年4月15日(水)まで	ホームページ
質問の受付	令和8年4月9日(木)17時まで	電子メール
参加表明書、企画提案書等の提出	令和8年4月15日(水)17時まで	持参または郵送
予備審査結果の通知	令和8年4月17日(金) (予定)	電子メール
本審査 (プレゼンテーション)	令和8年4月27日(月) (予定) 詳細は別途連絡	日田市役所で開催
選定結果の公表	令和8年5月1日(金) (予定)	ホームページ及び書面で 通知

※日程は変更する場合があります。

5. 質問

(1) 質問の受付

- ① 提出書類 質問表(別紙様式3)
- ② 提出期限 令和8年4月9日(木)17時まで(必着)
- ③ 提出方法 電子メール

電子メールの件名を「日田市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託プロポーザルに関する質問(業者名)」とすること。

- ④ 提出先 日田市福祉保健部長寿福祉課 介護保険係(13. 問い合わせ先参照)

(2) 質問の回答 回答については、すべての参加事業者に対して開示する。

※質問書送信後、担当者に電話で受信の有無を確認すること。

※質問者の名称等については開示しない。

※審査に関する質問には応じない。

※電話や担当窓口訪問による口頭での質疑は、一切受け付けない。

6. 参加申込及び企画提案書等の提出

参加表明書及び企画提案書提出届、実施要領等の公募に関する資料・様式類は、本市ホームページからダウンロードすること。
【日田市ホームページ】 <http://www.city.hita.oita.jp/>

(1) 提出書類

ア.参加申込

- ① 参加表明書(別紙様式1)1部

イ.企画提案書

- ① 企画提案書提出届(別紙様式2)・・・1部
 - ② 会社概要書(別紙様式4)・・・正本1部 副本8部
※記載欄が不足する場合はパンフレット等の会社概要を添付することも可とする。
 - ③ 類似業務受託実績及び過去の実績を証する書類(任意様式)・・・正本1部 副本8部
※契約先及び策定年度がわかるよう表記し、過去6年間の実績を記載すること。
 - ④ 業務実施体制届(別紙様式5)・・・正本1部 副本8部
※主担当者及び副担当者の経歴等を記載すること。
※保有資格は、資格を証明するものの写しを添付すること。
 - ⑤ 技術者の経歴等(別紙様式6)・・・正本1部 副本8部
 - ⑥ 企画提案書(任意様式)・・・正本1部 副本8部
提案内容を簡潔にわかりやすくまとめたもので、下記事項を記載すること。
 - 1) 業務の基本的な考え方
 - 2) 計画策定のポイントと具体的な策定手法
 - 3) 問題点と課題の整理
 - 4) 計画書・概要版の作成
 - 5) 日田市高齢者保健福祉計画策定委員会の運営支援
 - 6) 業務に係るスケジュール
 - ⑦ 見積書(任意様式)・・・正本1部 副本8部
※費用の内訳明細を同時に作成し添付すること
- (2) 提出期限 令和8年4月15日(水)17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(郵送の場合は、簡易書留郵便に限る。)
- (4) 提出先 日田市福祉保健部長寿福祉課 介護保険係(13. 問い合わせ先参照)
- (5) 提出書類に係る留意事項
- ・1事業者1提案とし、A4版で作成すること。
 - ・企業名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるものを一切記載しないこと。
 - ・正本1部には、商号又は名称及び代表者氏名を記載し社印、代表者印を押印すること。

7. 辞退届の提出

参加表明書の提出後にプロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届を提出すること。

- (1) 提出書類 辞退届(別紙様式7)
- (2) 提出期限 令和8年4月17日(金)17時まで(必着)
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出先 日田市福祉保健部長寿福祉課 介護保険係(13. 問い合わせ先参照)

8. 審査

(1) 予備審査

応募者が6事業者以上となった場合は、提出された書類の業務実績等を基に候補者審査委員会による予備選考(書類審査)を行い、5事業者を選定し本審査を実施するものとする。

予備審査の結果については、全ての提案事業者に対して令和8年4月17日(金)に電子メールにて通知する。

(2) 本審査(プレゼンテーション)

① 実施日時 令和8年4月27日(月) ※開始時間、会場等の詳細は別途連絡する。

② 実施場所 大分県日田市田島2丁目6番1号 日田市役所

③ 出席者 1提案事業者3名以内

④ 説明時間 1提案事業者あたり25分(説明15分、質疑応答10分)とする。

・説明は、本業務を受託した場合の専任担当予定者が実施するものとする。

・利用可能機材は、プロジェクター、スクリーン、モニターとし、日田市において準備する。

・通信回線は不可、パソコン等は提案者が持参すること。

・プレゼンテーション等に要した費用は提案事業者負担とする。

9. 選定方法

(1) 候補者審査委員会の設置

本業務の履行に最も適した契約の相手方を選定するため、日田市職員で組織する日田市高齢者保健福祉計画策定支援業務委託候補者審査委員会(以下、「候補者審査委員会」という。)を設置する。

(2) 審査及び評価

審査は、候補者審査委員会において、下記の評価項目について総合的な評価を行い、得点が最も高い事業者を委託候補者として選定する。ただし、配点合計の6割を最低基準点とする。

第1位の事業者が契約を締結しない場合は、次に得点の高かった事業者を次点の交渉権者とする。

《評価基準》

区分	評価項目	評価の観点	配点
提案内容 (40点)	策定方針	・国の方針、社会情勢、本市の状況や課題、業務目的、内容等を理解した提案内容となっているか。 ・他地方公共団体の情報等の情報収集能力があるか。	10
	業務提案	・日田市の特性を理解し、高齢者福祉・介護保険に係る社会情勢や国の政策動向等を踏まえた提案がなされているか。 ・会社の特徴を活かした独創的、具体的な提案であり、本市にとって有効な独自提案がなされているか。	30

業務体制 業務実績 (45点)	業務実績	・過去6年(令和2度～7年度)以内に地方公共団体の高齢者保健福祉計画等の同種の計画の策定を支援した業務実績。 ・過去6年(令和2度～7年度)以内に日田市の関連計画などの策定を支援した業務実績など。	10
	実施体制	業務量に見合った人員が配置され、業務が確実に実施できる体制にあるか。	10
	会社規模	業務に対応可能な従業員数を有しているか。	5
	主担当者の専門性	主担当者の実務経験を評価する。	5
	副担当者の専門性	副担当者の実務経験を評価する。	5
	継続性	受託業務の継続性を評価する。	5
	スケジュール	効率的に各業務が運営される計画となっているか。	5
情報セキュリ ティー体制 (5点)	個人情報等の 取扱い	個人情報等に関する取扱いについて評価する。	5
見積書 (10点)	見積価格	委託料上限額以内であり、提案に対して適切な金額か。	10
合計(100点)			100

(3) 企画提案事業者が1社のみの場合について

候補者審査委員会において、プロポーザル実施要領、仕様書等を満たすと判断した場合は、その提案事業者を委託候補者として決定する。

(4) 審査結果

選定結果については、本審査参加事業者全員に対して書面により通知する。

(5) 審査結果の公表

選定結果については、日田市ホームページにて公表する。

最優秀提案者は社名と得点、それ以外の者は社名を匿名化したうえで得点のみを公表する。

(6) その他

候補者審査委員会での選考は、非公開とする。

審査経過及び結果に関する問い合わせには応じない。

提案事業者は、審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

10. 契約手続き

(1) 契約内容については、提案された内容等を踏まえ、委託候補者と協議し決定する。

(2) 委託候補者が不正な行為を行い、審査結果を自ら優位にしたことが判明したときは契約を締結しない。契約締結後に判明したときは、当該契約を無効とする。

11. 失格

次のいずれかに該当することとなった場合は、失格とする。

- (1) 参加資格の要件を満たさなくなった場合
- (2) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 見積額が委託料上限額を超えている場合
- (5) 本審査(プレゼンテーション)に参加しなかった場合
- (6) 選考の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為等、候補者審査委員会委員長が失格であると認めた場合

12. その他

- (1) 企画提案書の作成、その他の応募に要した経費は提案者負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、認めない。ただし、企画提案書については、提出期限までは修正、変更できるものとする。その際は、提出書類一式をすべて持ち帰り、改めて提出すること。
- (3) 提出された企画提案書等は返却しないものとする。
- (4) 本プロポーザルの審査等に係る事務処理に必要な範囲で、提出書類の複写保存を行う場合がある。
- (5) 企画提案書等に含まれる参加者の情報及び個人情報については、適正に管理し、漏洩や不正使用は行わない。

13. 問い合わせ先

〒877-8601 大分県日田市田島2丁目6番1号

日田市福祉保健部長寿福祉課 介護保険係(日田市役所1階)

電話 0973-22-8264

FAX 0973-22-8258

メール kaigohoken@city.hita.lg.jp